

## 石巻市地域防災計画改訂（案）パブリックコメントの実施結果について

No.	項目	意見	石巻市の考え方	計画修正の有無
1	全体的に	ここまで詳細かつ具体的に考慮していただき、まずはお疲れ様です。ただ大災害になればなるほど記載されたものは実行しにくくなるので、もっと地域住民に委ねた方がよろしいかと思ひます。できないことはできないと初めから明記または書かずに、地域に自主的に対処するように求めた方がよろしいかと強ひ思ひます。その方が地域も真剣に我が事と考へるようになると思ひます。（中央防災会議でも行政は万能ではないと申してあります）	災害が大きければ大きいほど、自助・共助の取組が必要と認識してあります。 災害時の初動にあたっては、関係部署及び地域との連携が大変重要になりますので、引き続き対策を図ってまいります。 なお、御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
2	地-123 第5避難所の運営	以上の事を踏まれば、避難所の運営の初動3日間は市の職員が行うとありますが、これは3. 1 1の時もほとんど出来なかったと聞いており、これからも実際にできるとは思へません。大災害を想定し初めから明記せず、地域に任せることがよろしいかと思ひます。		
3	原-46 1 避難等計画の作成	自分は準PAZに住んでいますが、複合災害が起きたときは避難するのは不可能だと思ひております。実際に脱出できるのは徒歩か生き残った船舶のみでしょう。避難シェルターも人口に比してほんのわずかしかなりません。原子力災害が単発でおこるとはこの日本では信じておりませんので、起こるときは複合災害時のみかと思ひます。半島部での実現不可能な避難計画をたてるのは虚しいですね。 (①道路は渡波地域が水没するのでそもそも避難できない。荻浜東部地域は1mの津波でも浸水し通行できない。コバルトラインが頼みの綱だが、これから作る小積浜、大谷川浜の避難道路はコバルトラインと接続しない。また県道41号線も大原浜で復興道路と未接続。 ②船舶での避難は港湾の破壊と漂流物によって不可。 ③ヘリコプター又はVTOL機のみが頼みだが大災害時に果たしてどれだけ牡鹿に派遣できるのか？もし派遣された場合の救出は女子と子供優先で願ひします。)	牡鹿地区は、PAZ、準PAZエリアとして放射性物質の放出前から避難を開始することとしてあります。津波被害により避難路が被災して孤立した場合、道路の復旧や他の輸送手段の確保等の避難体制が整うまでの間は、自宅等で屋内退避を実施し、安全に避難できる体制が整い次第、避難を開始します。道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して迅速かつ的確な道路啓開及び仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。道路復旧に時間を要する場合は、ヘリポート適地からの空路避難や最寄港からの海路避難など、災害の状況に応じ、自衛隊等の実動組織の支援による重層的な住民避難を実施します。	無
4	総-2 第3 計画の修正 石巻市防災会議で毎年検討を行い、（中略）、必要に応じて修正を行う。	東日本大震災を踏まえて「高レベルの地震動」想定が追加されたことは良いが、避難所の運営など、行政だけでなく、市民やNPOなどの対応も「高レベルの地震動」時には異なってくる。市民の命を守る実効性のある計画にしてゆくため、国レベルの方針等の見直しに合わせて修正の必要があり、今後は、 <b>毎年防災計画を修正</b> できると良い。	御意見のとおり、総-2（本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、石巻市防災会議で毎年検討を行い、社会環境の変化や、災害に対する新たな知見が得られた場合など、必要に応じて修正を行う。）の記載に基づいて対応していきます。	無

No.	項目	意見	石巻市の考え方	計画修正の有無
5	地-28 第12節 ボランティアのコーディネート 第2 災害ボランティアの養成	「市は、災害ボランティアの活動環境として、市、(社福)石巻市社会福祉協議会、ボランティア等の三者で連携し」とあるが、市が個人ボランティア一人ひとりと連携することは難しく、内閣府が進める“三者連携”は、「行政、ボランティア、NPO」の三者を指すため、「 <u>市、災害ボランティアセンター(石巻市社会福祉協議会)、NPOの三者で連携し、</u> 」と修正した方がよい。	御意見につきまして、災害ボランティアは、NPO等を含め、幅広く柔軟な活動があり、多岐に渡り連携する必要があると考え、「ボランティア等」と表記することとし、NPOもその中を含むものとして記載しています。	無
6	地-29 第12節 ボランティアのコーディネート 第2 災害ボランティアの養成	「市は、(社福)石巻市社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。」とあるが、ボランティアやNPOが担うのは災害廃棄物だけではないため、「また、災害廃棄物以外の被災者からの多様なニーズに対応するためのNPOによる自主的な連絡会との連携など、 <u>「共助」の支援の環境整備に努める</u> 」を追記した方がよい。	No.5の考え方に同じ	無
7	地-123 第2節 情報の収集・伝達 第1 情報管理体制	石巻市災害対策本部から「市内関係団体、市民」との情報連絡体制が、「有線電話、口頭、広報車、防災無線」の4種しか記載がないが、せっかく導入いただいているので、登録者向けの一斉Eメールや、ラジオ、防災アプリ、LINEなどの手法を追記した方がよい。 また、「地-99」の「市民への広報」の実施についても、LINEなどのSNSを追記した方がよい。 (※地-91の図にネット関連が欠如しているように見えますが、もしネット環境機能していれば、最も使用頻度の高い情報連絡手段と考えられます。災害後に支所や学校等に設置したイントラネット、無線LAN環境は利用できなくなったのでしょうか?)	御意見を参考に、修正する方向で検討いたします。	有
8	地-123 第5 避難所の運営 1 避難所の運営体制 (1) 指定運営要員の確保	「市の職員が避難所運営に当たるのは、初動期の3日間を基本とし、4日目以降は、(中略)自主的な運営に移行する」とあるが、「高レベルの地震動」時だけでも「市は、避難所の運営にあたり、自治会等、避難者を中心として自主的な運営が行われるよう補助する。避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。」と記述した方がよい。 東日本大震災の対応では、市職員が行けなかった避難所も多く、防災訓練の機会などで、地域で「自助、共助」の避難所運営体制の準備を進めていく必要がある。 なお、「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」(中央防災会議, 2018)において、「自然の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人ひとりを助けに行くことはできません。」「行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。」との記載があり、専門家グループの検討も取り入れながら、実効性のある防災計画としてゆく必要があるため。	No.1の考え方に同じ	無

No.	項目	意見	石巻市の考え方	計画修正の有無
9	地-146 第20節 廃棄物処理活動 第1 廃棄物の処理 2 処理の基本	「(社福)石巻市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。」とあるが、NPOが担える役割は廃棄物の処理だけではないので、他項目にも <b>広くNPOが「共助」の支え手として記載</b> できると良い。	御意見につきましては、NPOが担える役割は多岐に渡るため、市の統一的理解として、No.5の考え方により「(社福)石巻市社会福祉協議会、NPO等と連携し」を「(社福)石巻市社会福祉協議会等と連携し」と表現の見直しをします。	有
10	地-171 第30節 ボランティア活動 第1 ボランティアの活動拠点について 3 関係機関との連携	震災で市内外のNPOが大きな活躍をし、現在は災害支援に関わるNPOが連絡会を持つことが一般的になってきているため、「高レベルの地震動」時だけでも、「その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。」だけではなく、「 <b>災害支援に関わるNPOとの連絡会を設置し、</b> 」と記載した方が良い。	御意見につきましては、今後のボランティア団体等との連携の参考とさせていただきます。 また、No.5、No.9の考え方と同様に「(社福)石巻市社会福祉協議会等関係機関と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。」を「(社福)石巻市社会福祉協議会等関係機関と連携しながら行い、必要な調整、支援を行う。」と表現の見直しをします。	有
11	地-171 第30節 ボランティア活動 第2 専門性のあるボランティア活動	「第2 災害廃棄物以外のNPO活動」とし、「市は、災害廃棄物に関わる以外の多様なNPO活動（重機の使用、屋根へのシート掛け、炊き出しや避難所支援、子ども支援やお茶会などのコミュニティ支援など）については、災害支援専門家やNPOが調整する連絡会と連携を取りながら、必要に応じて担当部署とつなぎ、効率的な「共助」の支援を補助する。」に書き換えた方が良い。 東日本大震災や各地の災害で実際に活躍しているボランティアが表に含まれておらず担当課が曖昧である上、「自助」、「共助」の力を活かすためには、支援者やNPOによる連絡会が市（や自衛隊）との窓口となることで効率的な支援につながるため。	御意見につきましては、No.9の考え方を踏まえ、NPOの活動は災害廃棄物以外にも多岐に渡るので、現行の内容に包含されています。なお、ボランティア団体における市との調整については、災害ボランティアセンターの業務となっております。	無

No.	項目	意見	石巻市の考え方	計画修正の有無
12	津-14 第8節 防災知識の普及 第1 防災知識の普及、徹底 4 津波によって浸水が予定される地域での防災知識の普及	<p>「市は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する・・・」とあるが、8月末に改訂されたハザードマップにおいて、以下の情報が不明確であり、地域での避難計画に活用しづらいため、<u>ハザードマップの改定、追記を検討</u>いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意報、警報、大津波警報の各ケースにおける（避難対象エリアだけでなく）開設対象となる避難所、行政が運営する避難所、の区別記載（どの避難所を、市職員が3日間運営するのか前提条件が不明なので、地域での自主運営検討が難しい）</li> <li>・海岸防潮堤の正確な位置と高さ（工業港など<u>防潮堤の無い/低い部分に青斜線</u>が引かれており、市民や学校で津波浸水のリスクを判断しづらい。</li> </ul>	参考意見として承ります。	無
13	津-31 第22節 避難対策 第4 津波避難計画の策定 1 市の対応 (2) 地域ごとの避難計画策定支援	<p>「市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい<u>地域ごとの避難計画を策定するための支援</u>を行う」との記載があり、高齢化により「自助、共助」に限界がある地域もあるので、コミュニティスクールや地域のNPOとの連携など、<u>具体的な実施施策</u>が望まれる。</p>	御意見につきましては、担当部署と共有し、具体的な取組を推進・検討する際の参考とさせていただきます。	無
14	総-3 1 行目以降 第2節 基本方針 第1 基本的な考え方	<p>今夏を見ると、気候の様相は一変したのではないかと、従前の気候とは違っている、この状況に対応できる、国際標準などに合致し、自治体間の格差のない、国・県とのより一層の連携による被災から誰ひとり取り残さない、「公助」の格段の充実強化が望まれています。</p> <p>今夏は、気象庁によると1898年統計開始以来、平均気温は最も高くなったそうです。近年にない高温多湿で、熱中症の危険があると、猛暑日だと連日、朝のテレビで不要不急の外出をひかえることやエアコンの常時使用が呼びかけられています。地球の温暖化は、グテレス国連事務総長からは地球は沸騰化だとの話もありました。また、季節は四季（春・夏・秋・冬）ではなく二季（夏・冬）へ進行しているとの見解もあります。気候危機で、極端現象となり、線状降水帯の発生などで全国どこでも豪雨災害などは明日にも起こりうる状況です、日常的に豪雨、高温、豪雪発生などが、市民生活を脅かしています。</p> <p>石巻市においても9月上旬に、短時間の集中豪雨にて市内各所で道路冠水が起き、また土砂災害警報は発表になりました。気候は苛烈になり被害は深刻さを増しているように見えます。</p> <p>ですから、一層グレードアップした災害対策が求められています。従って、「国・県のハード対策や制度・ソフト対策等で改善が必要とされるものがある場合は、適時要望を行うこと。」なども必要と思われれます。</p>	御意見につきましては、的確な防災行政推進のため、必要に応じて、国、県等の関係機関に適宜要望活動を行っていくこととします。	無

No.	項目	意見	石巻市の考え方	計画修正の有無
15	総-25 1行目以降 第6節 想定する災害	<p>想定する災害に原子力の想定する災害の項目が見当たらないので記載願います。</p> <p>何故か、地震、津波、風水害に想定する災害記載があるのに、原子力の想定する災害が見当たりません。</p> <p>因みに、原子力災害対策編（現-2）9行目以降 第2節 1石巻市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 （1）国の防災基本計画及び県の地域防災計画との関係 「市等関係機関は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響は複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）などの不測の自体が発生した場合であっても対処し得る。」と記載されていますので、これに基づいて記載できないでしょうか。</p>	<p>本計画においては、総-2に記載のとおり、原子力災害の特性を考慮し、想定する災害について、地震、津波、風水害等は「総則」に記載し、原子力災害は「宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）」に準拠し「原子力災害対策編」に記載する構成としております。</p>	無
16	地-55 8行目以降 第1章 災害予防対策 第2 3節 避難受入れ対策 3 応急仮設住宅 並びに 地-127 20行目以降	<p>災害発生して応急仮設住宅の供給を受けている場合、被災者が「県の建設に関する協定」を締結している応急仮設住宅の中から自由に選択できることを望みます。</p> <p>また、被災者が、これらの応急仮設住宅の性能などの詳細な情報提供を受、身体状況等に合致したものが選択できるように、事前に、性能などを比較、調査検討して頂きたいと思っております。</p>	<p>御意見につきましては、担当部署と共有し、具体的な取組を推進・検討する際の参考とさせていただきます。</p>	無
17	第2章 災害応急対策 第13節 応急仮設住宅等の確保 第2 応急仮設住宅（建設型 応急住宅）等の確保 1 応急仮設住宅（建設型 応急住宅）等の整備	<p>石巻市においてはプレハブ仮設が採用されていますが、「宮城県は仙台市とともに、令和5年3月23日に一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会のそれぞれと「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結したと宮城県のHPに記載されています。」この件について、石巻市地域防災計画に記載は見当たりません。</p> <p>確認願います。</p> <p>プレハブ仮設とは違う「木造軸組工法」と「ムービングハウス」という、被災者の応急仮設住宅への選択肢がふえたこととなります。県のHPによれば「日本木造住宅産業協会」の「木造軸組工法」はバリアフリーなど柔軟に対応可能、一方の「ムービングハウス協会」の「ムービングハウス」は国際規格の輸送用コンテナと同じ形状、サイズで設計、建築された木造住宅で、貨物としてトレーラー等に積載して移送可能であり、現場ではクレーンで据え付け後、給排水配管、電気等の繋ぎこみ作業のみで設置可能とのこと。</p> <p>また、県とは別の情報によれば、2019年台風19号で被災した茨城県常陸大宮市では茨城県から事務委任を受けて「ムービングハウス」を応急仮設住宅として採用し、発注後7日後に入居者に鍵を引渡したとのこと。</p>	<p>宮城県が今回の協定締結等に伴い、今後、宮城県地域防災計画を改訂すると思われませんが、その際は、本市の地域防災計画も改訂の見込みです。</p> <p>なお、仮設住宅の建設については、資材、工法などについても、整備の中で調整を図ってまいります。</p>	無

No.	項目	意見	石巻市の考え方	計画修正の有無
18	地-123 38行目以降 第2章 災害応急対策 第12節 避難活動 第5 避難所の運営 3 避難所の運営	地球温暖化による偏西風の蛇行での2か月近く続いている連日の猛暑日に、またコロナ感染症も終息していない状況で、大規模災害が発生し、やむなく避難所生活となった場合に備えて、事前に避難所の充実を図って下さい。 例えば、国際赤十字が提唱する、避難所の最低基準（スフィア基準：1997年初版・2018年最新版）を参考検討し、もしスフィア基準以下であれば以上のものに早急に見直しを行うとかです。 なお、地震大国のイタリアの例ですが、キッチンカーによる食事や、災害発生時から何時間以内等に生活用品・設備を設置する等を法律で決定しているようです。	衛生的な避難所環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制確保等のため、御意見を参考に、引き続き避難所設備や備品の整備等に努めてまいります。	無
19	津-6 13行目から18行目 第1章 災害予防対策 第4節 都市の防災対策 第3 津波避難を考慮した都市施設の整備 1 津波避難施設等の整備	津波避難施設等の整備の、この項目に「津波避難タワー」を加筆、明記願います。 避難は原則徒歩とありますが、災害発生した当日に、歩行困難な方や足等を負傷した方などは、どうしたらよいのでしょうか。また、道路上に瓦礫とか歩行困難を伴う場合がありうると思います。そのような場合でも、誰ひとり津波の犠牲にならないように、国、県の最大の支援を得ながら、災害発生時に、自力で津波到達以前に緊急避難場所に辿りつけるように、宮城県のガイドラインの、徒歩での避難の限界距離は最長でも500m程度を目安に市内全体で津波避難タワー、津波避難ビルで、無事な避難がカバーできるように検討し、（例えば、AIの活用等）、できない場合、増設願います。 また、障害者や高齢者に、やさしく階段はスロープ状等の津波避難タワー、津波避難ビルにしてほしいです。	御意見については、「津波避難ビル等」に含むものとして記載しております。なお、整備にあたっては、今後、地区防災計画の作成において、各地域と協議しながら、必要に応じて検討してまいります。	無
20	風-1 27行目から31行目 第1章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちの形成 第1 風水害に強いまちづくり 2 内水対策の実施 (1) 内水対策の実施	内水対策の実施の、この項目に「調整池など」を加筆、明記願います。 石巻市においても9月上旬に、短時間の集中豪雨で市内各所にて道路冠水が起きました。市内には住宅・店舗への浸水被害が、懸念される地区があります。 道路冠水等の常襲地帯や住宅・店舗への浸水被害が懸念される地区に被害防止の調整池（地下設置も含めて）などの建設が必要だと思います。	御意見については、「石巻市雨水排水基本計画」に流出抑制施設（調整池等）の整備も位置付けておりますので、深刻な浸水被害を軽減させるよう引き続き努めてまいります。	無
21	風-2 27行目 第1章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちの形成 第1 風水害に強いまちづくり 4 河川管理施設の整備	河川管理施設の整備の、この項目に「河川管理施設の整備は、全国的災害事例を注視し、必要な場合、適時、国、県に要望する。」を加筆、明記願います。 近年、豪雨災害での堤防決壊の多くが河川の本流と支流の合流部付近で、支流が本流の増水でせき止められた形となるバックウォーター現象で水位が上がって決壊が生じて田畑や住宅地区等に濁流が流れ込み甚大な被害となっております。 従って、万が一、越水しても決壊しない耐水堤防施工を石巻市でも予想される該当箇所があれば国・県に迅速な施工を要望することが必要だと思います。	御意見として承ります。市としても、安心安全なまちづくりのため、関係部署と共有し、必要に応じて、国、県等の関係機関に適宜要望活動を引き続き行ってまいります。	無

No.	項目	意見	石巻市の考え方	計画修正の有無
22	原-57 1行目 第2章 原子力災害事前対策 第19節 行政機関の業務継続計画の策定	原子力災害についての業務継続計画（BCP）の整備の記載がありません、事前に整備が必要だと思います。 なお、地震、津波、風水害災害対策編には業務継続計画（BCP）の整備の記載があります。 福島第一原発事故時には、立地・周辺自治体の多くは長期にわたる役場庁舎移転を余儀なくされました。 このことから、業務継続計画（BCP）が必要ではないでしょうか。	原子力災害においても他の自然災害の業務継続計画に準拠した対応をとることが基本となりますが、原子力災害の特性を踏まえ、引き続き宮城県や関係機関と細部の調整を図ってまいります。	無
23	原-46 15行目 第2章 原子力災害事前対策 第13節 避難受入活動体制の整備 1 避難等計画の作成 (2) UPZ内避難等計画に係る考え方	被爆を回避するため、放射性物質の拡散方向と違ういち早い退避が必要です。 屋内退避は安全なのか、数時間以上で放射性プルームの侵入・残留の合計が屋外の値とほぼ同じになり、内部被爆の低減効果がなくなるそうです。 ですから、いち早い退避が必要です。 また、的確な退避する方向も必要です。 そこで、福島第一原発事故で放射性物質の拡散予測・試算などを行った「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（通称：SPEEDI）」の再度使用を、その有効性等があるので国、県に要請することが必要だと思います。	原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」において、福島事故の教訓を踏まえ、空間放射線量率に係るモニタリング結果により防護措置をとることとしており、SPEEDIによる計算結果は使用しないこととしております。 頂いた御意見につきましては、機会を捉え国、県にお伝えいたします。	無